

日程第 6. 議案第 4 号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 7. 議案第 5 号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 8. 議案第 6 号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9. 議案第 7 号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第10. 議案第 8 号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長 宮城清政君 日程第 6. 議案第 4 号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第 8 号）、日程第 7. 議案第 5 号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 8. 議案第 6 号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 9. 議案第 7 号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）及び日程第10. 議案第 8 号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 4 号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第 8 号）平成27年度南風原町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,067万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億6,853万9,000円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

引き続き、議案第 5 号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）平成27年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,090万6,000円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 6 号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）平成27年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億5,691万9,000円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第 7 号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）平成27年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ35万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,773万3,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、議案第8号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 平成27年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,973万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。各議案の詳細については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、お手元に配布いたしました平成28年第1回臨時会、一般会計、特別会計補正予算議案概要説明に基づきましてご説明いたします。議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第8号）から議案第8号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までを一括して説明いたします。

今回の補正は、先ほどの議案第1号から議案第3号の条例改正に伴う補正予算の計上となっています。まず、議案第4号 一般会計補正予算（第8号）の2ページ、第1表歳入歳出予算補正についてご説明します。歳入歳出それぞれ1,067万8,000円を増額し、補正後の一般会計予算額は146億6,853万9,000円となります。

6ページの歳入について説明します。17款1項1目。財政調整基金繰入金1,067万8,000円の増は、8号補正歳入歳出調整により、基金から取り崩しを行うことによるものです。なお、補正後の同基金残高は、14億2,498万2,000円となります。

続きまして、歳出でございます。7ページをお願いします。1款1項1目。議会費から24ページの10款6項2目。共同調理場運営費までの各款項目の2節から4節までの補正増額は、今回の給与改定に伴うものです。11ページの3款1項1目28節。操出金44万9,000円、2目28節。操出金7万1,000円、18ページの8款4項1目28節。操出金64万6,000円は、それぞれ4つの特別会計に所属する職員分の給与条例の改定に伴う繰出しでございます。ただし、21ページ3節。児童手当66万円の増額につきましては、今回の改正によるものではなく現額予算に不足が生じたための計上となっております。

続きまして、25ページからの給与明細書の説明でございます。特別職の給与明細の説明で、期末手当引上げによる補正前後の差額が11万3,000円の増となっております。

26ページ。一般職の給与明細については、まず給与131万4,000円、職員手当743万9,000円、共済費64万6,000円の増となっております。その下の表は、職員手当の内訳となっております。

続きまして27ページは、給料及び職員手当の増減の説明となっています。28ページは、給与及び職員手当の状況を示しており、ア職員1人当たりの職種別給与の補正前後の比較表で、一般行政職から現業職までの平均給料月額と平均給与月額、平均年齢の比較となっています。続いてイ初任給の国との比較表となっています。

29ページ、ウ級別職員数を職種ごとにその構成割合を補正の前後で比較した表で、その下の表ではそれぞれの職務内容を1級から7級までの級ごとに示してあります。

30ページのエ昇給については、補正の前後に変わりはありません。

31ページのオ期末手当・勤勉手当は、その支給率を国と比較した表で、補正後も国と同支給率となっています。カ定年退職及び勲奨退職に係る退職手当も国との支給率の比較を示したものです。

32ページのキ特殊勤務手当は、職種別、給料総額に対する比率と支給対象職員の比率、代表的な特殊勤務手当の名称を示しております。クその他の手当は、扶養手当、住居手当及び通勤手当の国との比較であります。通勤手当については、バス等の運賃等相当額の支給限度額等に差があるということになっております。

続きまして、議案第5号 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。まず、6ページの繰入金については、44万9,000円の一般会計からの繰り入れであります。それと7ページの歳出に同額を計上しています。8ページ以降の給与明細等の補正の前後及び本町と国との比較であり、内容については一般会計でご説明したとおりでありますので各特別会計での説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案第6号 下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、6ページの繰入金については、29万円を一般会計から繰り入れており、その同額を7ページの歳出に計上してございます。

続きまして、議案第7号 南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）については、同じく6ページの繰入金について35万6,000円を一般会計から繰り入れを行い、7ページの歳出に同額を計上しているということであります。

議案第8号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましても、6ページの繰入金で一般会計から7万1,000円を繰り入れて、7ページの歳出に同額を補正計上しているということになっております。

以上が、議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第8号）から議案第8号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 今のご説明文書の中に、給料と給与の語句があります。一般社会生

活のなかでは同じような意味合いになっていると思うのですが、例えば28ページにあります平均給与月額34万6,132円が、平均給料ですと31万7,319円、この違いを具体的に説明していただけますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。給料とは、いわゆる基本給の額です。給与になるとそれぞれ手当が付いたものになります。支払総額のこと給与となります。それでこの差額が出ているということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第4号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第5号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第 6 号について討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 6 号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第 7 号について討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 7 号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、議案第 8 号について討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 8 号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。